

建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号。以下「法」という。）第 7 条の 3 第 1 項第 2 号及び第 6 項の規定に基づき、特定工程及び特定工程後の工程を次のとおり指定し、平成 2 4 年 7 月 1 日から施行し、同日以後に法第 6 条第 1 項又は第 6 条の 2 第 1 項の規定による確認の申請（以下「確認申請」という。）がされる建築物について適用し、平成 2 0 年徳島市告示第 1 2 8 号（建築基準法の規定に基づく特定工程及び特定工程後の工程を指定する件）は、同年 6 月 3 0 日限り、廃止する。

平成 2 4 年 5 月 3 1 日

徳 島 市 長 原 秀 樹

1 中間検査を行う区域

徳島市全域

2 中間検査を行う建築物の構造、用途又は規模

次のいずれかに掲げる構造、用途又は規模（当該建築物が法第 6 8 条の 2 0 第 1 項に規定する認証型式部材等を用いる建築物及び法第 8 5 条第 5 項の規定による特定行政庁の許可を受けた仮設建築物である場合を除く。）

(1) 木造で、確認申請に係る新築、増築又は改築を行う床面積の合計が 5 0 平方メートルを超えるもの

(2) 鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、法別表第 1（一）の項から（四）の項までの（い）欄に掲げる用途に供する部分を含むもののうち、確認申請に係る新築、増築又は改築を行う当該用途に供する部分の床面積の合計が 5 0 0 平方メートル以上又は階数が 3 以上であるもの。

3 指定する特定工程

(1) 2 の(1)に該当する建築物にあつては、構造耐力上必要な軸組等の工事

(2) 2 の(2)に該当する建築物のうち鉄骨造のものにあつては、最下階の直上階の床（階数が 1 の場合にあつては、屋根。以下同じ。）を支持する柱及びはりの建て方工事

(3) 2 の(2)に該当する建築物のうち鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造のものにあつては、最下階の直上階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事

4 指定する特定工程後の工程

中間検査ができなくなる工程全て